

令和5年9月27日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第2号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 石川裕一（千代田支部）

処分年月日 令和5年9月27日（理事会議決日）

処分内容 1年の会員の権利の停止
（東京都行政書士会会則第23条第1項第2号）

処分理由 （違反している規則、会則）
一 行政書士法第10条（行政書士の責務）
二 行政書士法第13条（会則の遵守義務）
三 行政書士法施行規則第6条第1項（業務の公正保持等）
四 東京都行政書士会会則第18条第1項（会員の責務等）

被処分者は依頼者から預かった書類を再三の返還請求にもかかわらず返還しなかった行為につき、東京都より行政書士として、懲戒処分請求の手續に関して、信用・品位確保義務違反に当たると認定され、行政書士業務の適正な執行の確保について指導を受けているほか、綱紀委員会における弁明の聴取等の調査に全く応じていないことなどから、行政書士業務における法令遵守意識が希薄で真摯に反省していないと認められる。以上の内容から上記の処分とする。